

しもやまバス利用促進協議会 会長 様

しもやまバス バス停の新設・移設・廃止 要望書

<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 廃止 (☑を入れてください。)		申請日	年	月	日
申請者	氏名				
	住所				
	電話番号				
バス停名 移設・廃止の場合のみ記入					
設置したい場所(住所) 新設・移設の場合のみ記入		豊田市		町	
理由 例) 通院で利用したいため					

提出先：組長、区長又は下山支所

- 備考**
- ・太枠の中を記入してください。
 - ・バス停の設置場所がわかる ①位置図 ②写真 を添付してください。
 - ・バス停の設置場所が民地の場合は、土地所有者に確認の上、ご提出ください。

- バス停設置の基本ルール**
- ・バス停の間隔は原則 300m以上離れていること。
 - ・道路の分岐点から 15m以上離れていること。
 - ・安全に乗車ができる場所であること。
 - ・新設の場合は、定期的に利用する場合に限る

処理欄	
区長	<input type="checkbox"/> 要望内容と設置場所の確認 <input type="checkbox"/> 該当のバス停周辺住民の合意(移設・廃止の場合) <input type="checkbox"/> 土地使用承諾の確認(バス停設置場所が民地の場合) 自治区名 _____ 区長氏名 _____
事務局	<input type="checkbox"/> 場所の確認 <input type="checkbox"/> 足助警察交通課の確認 <input type="checkbox"/> バス停標識の設置確認 (民地：土地使用承諾書の取得 国県道：豊田加茂建設事務所足助支所 市道：地域建設課) 設置の可否 可 ・ 不可